

令和6年度寒河江市高齢者等見守りサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の高齢者の家庭内の事故防止を推進するとともに、事故の発生時における迅速かつ的確な対応のためのネットワークを構築し、高齢者の地域での自立した生活を支援する寒河江市高齢者等見守りサービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で継続し安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、寒河江市とする。ただし、市長が必要と認めるときは、事業の一部を適切な事業運営を保持できると認められる事業者に委託して行うことができる。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者（市内に居住する65歳以上の者をいう。以下同じ。）のいる世帯等からの事故に係る通報、相談等について、寒河江市地域包括支援センターその他の関係機関への連絡、世帯員等に対する指導又は必要に応じた訪問の対応を行うこと。
- (2) 支援が必要と認められるひとり暮らしの高齢者からの事故の通報に対応するための受信センターを設置し、救急連絡への迅速かつ的確な対応を図ること。
- (3) 支援が必要と認められる高齢者に対する健康相談及び安否確認並びに生活機能の維持向上を図るために必要と認められる支援を行うこと。

(事業の対象)

第4条 前条第2号の受信センターを利用できる者及び同条第3号に規定する支

援の対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 在宅のひとり暮らしの高齢者
- (2) 在宅の高齢者で、利用対象者以外の世帯員が長期入院、心身の障害、疾病等で緊急時に必要な措置を執ることが困難であると認められる者
- (3) 前2号に準ずる者として市長が特に必要と認めた者
(受信センターの利用申請)

第5条 第3条第2号の受信センターの利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、高齢者等見守りサービス事業受信センター利用申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の生活状況等を調査の上、利用の可否を決定し、高齢者等見守りサービス事業受信センター利用決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、速やかに申請者宅に通報端末機器を設置するものとする。この場合において、第2条ただし書の規定により事業を委託するときは、事業を受託する事業者（以下「受託者」という。）に通知するものとする。

(緊急通報協力員)

第7条 市長は、前条第1項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）と協議の上、利用者1人につき3人の緊急通報協力員（以下「協力員」という。）を選任するものとする。

- 2 協力員は、寒河江市に居住する者とするものとし、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 受信センターからの出向要請に基づく利用者の状態確認

(2) 前号の確認結果に対応した救護活動及び関係機関への連絡

(3) その他本事業の目的を達成するために必要な活動

(利用の変更及び終了)

第8条 利用者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに高齢者等見守りサービス事業受信センター利用変更・終了届出書（様式第4号。以下「届出書」という。）により市長に届け出なければならない。

(1) 住所、電話番号、通報端末機器の設置位置等に変更があったとき。

(2) 協力員、緊急連絡先又は住居管理者の氏名、住所、電話番号等に変更があったとき。

(3) 入院等により、居宅を長期間不在にするとき。

(4) 市外に転出したとき。

(5) 利用対象者に該当しなくなったとき。

(6) 受信センターの利用を辞退しようとするとき。

2 市長は、届出書の提出があり、利用を終了するときは、速やかに通報端末機器を撤去するものとする。

3 市長は、利用者が虚偽その他不正の行為により通報端末機器を利用していると認められる場合は、当該利用者の通報端末機器を撤去することができる。

(報告)

第9条 受託者は、各月の受信センターの利用者の状況について翌月の10日までに市長に報告するものとする。ただし、通報の内容が救急車の出動その他の緊急を要するものであったときは、対応後速やかに報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。